

特集・高齢者生活保障の現代的課題

高齢者生活保障の今日的課題

江口 英一

はじめに

これまで日本の労働者は、国から公的な生活保障政策、特にいわゆる社会保障などの恩恵を、戦前はもちろん、戦後においても、実質上はほとんど受けてきたとはいえない。それぞれみな、自分でやってきたようなものである。したがってこの種の問題を考えようといっても、ほど遠いことで、なかなかピンとこないことは、無理からぬことである。ただそうはいっても、これからは、資本主義市場下のますますきびしい生活・労働条件の枠組による生活になるなかで、良かれ悪しかれ、そしてまだ現実には遠くにある問題であろうとも、この種の生活問題を正面から考えざるを得なくなるだろう。そこで以下、与えられた課題について簡単にのべてみよう。

I. 労働者はなぜ高齢者(期)生活保障をたたかわねばならないか

1. 自分の問題であること

上記のように、みもふたもない言い方であるが、お許しいただきたい。その意味はのちに述べよう。一つだけいっておきたいことは、われわれは高齢者、あるいは高齢者生活が、いわば一つの社会層とその生活のように、別個に一般

的なものとしてあるとは考えない。高齢者一般があるわけではない。高齢者とか高齢者生活とは、さまざまな社会層の人のそれまでの生涯と、今や高齢期に達してきた生活、その集まりというだけである。労働者の、あるいは農民の、あるいは商工自営業者などの、高齢期にある人々であり、その生活と考える。そこでたとえば労働者を考えれば、現在その人が若かろうと年をとった人であろうと、高齢者(期)問題は、それぞれ自分の、今の、あるいは将来の問題ということになる。そういう意味で自分の問題である。若い労働者ならば、いまはひとごとのように見えるが、やがて自分の問題にいや応なくなるのだから考えろよ、といった言葉でいわれるところのものである。

けれども、われわれがそう言うのは、例えば今日就業人口の7割を占める労働者の場合をとって見れば、それは前記以上のことを意味すると、われわれは思っている。というのは、ひとつ老齢退職年金(年金と略していわれる)をとって見よう。それはある意味で、企業の退職金とおなじように、乱暴にいえばある意味で老齢年金も、賃金の後払い的な性格をもつものと考えられることのできるものである。要するに自分の今の賃金と関係している。賃金とは、などと改まってしまうまでもなく、それは生活費に見あうは

特集・高齢者生活保障の現代的課題

ずのものであり、これを生涯にとっていわゆる生涯賃金を考えれば、それには生涯の生活費に見あうはずのものであり、したがって労働者のだれにでもくる高齢期の生活費は、働いている時の賃金に、その相当分がふくまれているはずである。現実には、それらは賃金の後払い分として受取っているということで、そこではじめて子供に迷惑をかけない、自立した労働者の高齢期生活像を考えることができるし、また今日現実的にも、高齢期労働者は、夫婦で、息子達に世話にならずに生きることを望むのが、理論にもかなっている。つまり年金は、自分の問題、すなわち賃金の問題ということになる。それは賃金をとりかえしていることになり、食えない年金の場合も、その分をふくめてそれをとりかえしていることになる。

ただこれはひとつの考え方で、それだけではやはり不十分な部分があるということも否定できないだろう。というのは、たとえば年金生活の内容は、もちろん日々の食生活や衣生活などの消費財消費の部分と、医療、住宅、交通等の長期の社会的固定経費といわれる様々なサービスの消費部分などもふくまれ、これらの部分はもともと賃金でまかなわれるべき部分なのか。国等の公共と資本が、社会そのものがなり立つために、もともとそれが負担すべき生活基盤制度・施設であり、義務教育がどこの国でも原則無料であるように、国や資本が無料で提供すべきものである。そうするとその部分は賃金というより、利潤部分からその支出がまかなわれるべきものである。医療でもおなじであろう。健康とか病気とかは、個人の範囲のものと考えられない社会的なものである以上、国民を健康に保ち回復させるのは、国あるいは資本の責任である。それを、少し先走っていえば、日本では、老人医療無料制度は1983年2月有料化され、そ

れを突破口として、一般健康保険がこれは戦前にさえなかったことだが、自己負担制度が1984年10月、はじめて導入された。要するに高齢者問題を突破口に、年金はもちろん医療についても、また福祉の介護問題とその有料化など、国民生活全体の問題、すなわちその生活条件の悪化が、俎上に上されてきた。労働者の生活だけでなく、国民の全階層の問題となってきた。これをどうはねかえし、国、資本、利潤部分から出させるか、そのたたかいとなってきた。つまり、こうなると、労働者の「自分の問題」であるだけではない。問題は、自分の問題だけではない、こういう側面があるのだ。

2. 全階層の「統一した」共同のたたかいの問題であること

こうして、高齢期労働者生活保障の問題は、国民生活全体の問題であり、国と資本に対する国民全体の問題だ、ということになる。労働者の高齢期生活保障の問題は、国民全体の生活保障のキーポイントに位置している。いまの日本の政治、そして階級闘争の矢がそこに向けられている以上、そこがポイントだということになる。

周知のように、ハヴァナで1982年2月開催された第10回世界労働組合大会は、『社会保障憲章』を新しくつくり、「前文」でつぎのようにのべている（かの有名な1961年の『社会保障憲章』とほとんどかわりないが）。

「社会保障制度の導入は、労働者階級が永年にわたって雇用主の搾取に反対しておこなってきた数えきれない統一したたたかい（innumerable united struggles）の成果である。資本主義諸国における闘争の中で生み出されたこれらの勝利は、労働者の不断の行動と警戒（constant action and vigilance）によってのみ維持することができる」（『人権としての社会保障原則』小

川政亮編著、ミネルヴァ書房、1985年刊、328頁)、と。

この「統一されたたたかい」(united struggles)とは、統合されたたたかい、あるいは共同のたたかい、というように理解されてもかまわないだろう。すなわちそれは同じ労働者階級内の統一されたたたかいだけでなく、他の社会層、すなわち農民層、商工自営業層、職人層、場合によっては中小零細企業主層などとの間の、結合された共同の闘争もふくむものであろう。なぜなら、労働者層だけが良くなろうとしても、他の階層がだめになれば、だめだからである。これをもっとビジブルにいうなら、労働者の息子世帯が良くなっても、故郷の畑をたがやしている年老いた父母が悪くなれば、その家族(拡大された)全体はよくなったとはいえないからである。換言すれば、労働者である息子だけがよくなろうとしてもだめであり、自分がよくなるためには、他がよくならなければならないのである。つまり、生活というものはトータルなものであり、国民生活とはまさに全体的、総合的なものだということである。これについてはもう少し説明しなければ充分ではないが、ここではこれだけにして進もう。

今日、高齢者(期)生活問題を考えると、国民の間に、高齢者ともっと若い人びと、現役の人びとと離退した人びと、お金のある人となない人びと、職業の異なるそれぞれの層等々、これら諸社会集団間に、だんだん著しくなる相互不一致、離反、更にあらわな敵対とまでいかにしないとも不連帯、言葉での一致の裏側での、胸の中の猜疑心、離反等がむしろ拡大しつつあるといえないだろうか。特に高齢者(期)生活問題についていうと、そういうことがないとはいえないのである。それは、現実の、現役労働者の今日の労働と生活がカローシに追いかけられるほどつ

らいものであり、また世帯・家族生活が、ゆがみ、そのリズムを失い、崩壊の危機にさらされているほど大変であることから出てくるともいえよう。せまい住宅での同居の祖父母に、孫が「おじいちゃんいつ死ぬの」といったという、笑えない話もある。けれども、そのような相互離反、分断は単に経済、生活からくるだけではない。その大きなものは、イデオロギー面での支配者側から仕組まれるものが大きいだろう。これは小さな問題ではない。私がさしあたり思う二つのものは、ひとつは例の「高齢化社会危機論」であり、もうひとつは西洋ではスティグマ stigma といっている貧困へのいわゆる「汚辱感」、すなわち恥であるとする自らのこと、その人に対する侮蔑、無視、といった社会感情の、支配者側からの積極的な醸成、イデオロギー的^{あお}煽り立てである。前者の「高齢化社会危機論」は、それが科学的には全く謬論であることがすでに早くから証明され(例えば1988年5月16日『赤旗』日本共産党経済政策委員会発表資料)、完膚なきまで粉碎されているにもかかわらず、支配者側はその論をとり下げず、とくに行政機関や同調する社会保障・福祉研究者を用いて、カビの生えたその議論を大声で宣伝しつつ、諸政策・施策強行の露払いに用いている。それはなぜか。それは、将来扶養が可能かどうかといった人口学的、客観的に見える議論をよそおいつつ(それ自身既述の通りまちがっているのだが)、その意図は、高齢者とそれより若い人との間、現役労働者とリタイアした者との間をひろげ、利害不一致を強調し、おなじ労働者階級の中を分断しようとする意図から、それはおこなわれていると思う。そのことのまちがいは、私のいい方で小論冒頭ですでにのべたが、いずれにしてもこのイデオロギーは、年金、医療など社会保障の進展に対するブレーキというより、

特集・高齢者生活保障の現代的課題

それを大幅に後退させる支配者側の行動に、大きな利益を与えるイデオロギーとして、大きな効力をもつものである。

もう一つのスティグマ、すなわち貧困への汚辱感の醸成は、70年代終り頃、とくに強力に植えつけられた。その頃、社会保障・福祉は怠け者を養成するものであること、その頃「たそがれのロンドン」というベストセラーの本が出されたのと併行し、福祉国家イギリスはもはやたそがれの国だという大宣伝がなされた。その裏で、日本経済の人べらし合理化、やがて80年代の「臨調・行革」とつづくが、いずれにしても貧乏な人は怠け者で、福祉とくに生活保護を受けなければならぬ人は自業自得なのであって、だから生活保護への門はできる限りせまく、あらゆる手だてを用いて認定を制限せよという主旨の通達が、厚生行政当局から出された（有名な「社保123号通知」1981.11.17）。いずれにしても、かくて貧困は現に存在していながらかくれて出てこないといった構造が、日本社会の底辺に形成されていった。その上に、「日本は豊かだ」というイデオロギー的宣伝がなされた。それに併行して、生活の公的保障としての社会保障・福祉が、ゆり動かされ、削減されていった。先述の老人保健法の制立、健保一割自己負担、年金制度の大改悪が進行していった。

以上の支配者のイデオロギーのまちがいを、われわれは粉碎し、その上に、労働者をはじめとする各階層の「統一した」「共同」のたたかいがすすめられなければならない。その一つの大きな眼目が、高齢者(期)生活であるということである。そのような「統一闘争」あるいは「共同闘争」が、反対に「自分の問題」を解決していくことになる。

II. 高齢者(期)生活保障制度のしくみについて

労働者は、これまでのべてきたように、「統一闘争」あるいは「共同闘争」を通じ、生活保障のための公的制度をたたかいとっていかねばならぬが、その今日のポイントの一つは「高齢者(期)生活保障」のためのたたかいであった。それは現に高齢期にあるものはもちろん、若壮年層にとってもおなじであるということであった。賃金労働者にとってその高齢期の生活保障制度の枠組みを、ではわれわれはどう考えるか。それを考えるにはつらい過重な労働と低い賃金にあえぐ労働者にとって、生活はどうあるべきか、何のためにそうあるべきなのか、特に高齢期の生活はどうあるべきか、何がいわば目標なのか、それをお前はどうか考えるかという問いに、私はこたえた上で、そのための仕組みについて述べるのが至当であろう。それはしかし私に、今日の労働者状態をふまえた上で述べる十分な準備と能力がないし、また一応それについて次の章で、若干の私の考え方を述べることにし、順序が逆になるかもしれないが、前述のように、ごく大まかな形であるべき仕組みについて、私の考え方をのべておきたい。したがってかなり一般的なものの域を出ないかもしれない。

老後、高齢期生活を公的に保障する制度のはじめに来るのは、やはり公的な老齢退職年金(以下年金と省略)制度であろう。年金の位置づけ、とくに賃金および利潤に対する位置づけについては、簡単ながら、前章においてとりあげた通りである。いずれにしても、年金は高齢期生活のための財源としての基礎であり、それが充分でなければ老後生活はおくれない。年金は、少いからといって、それ自体をストライキをやった賃金のように直接高めることは出来ない。基

本的には受取ただけで生活するしかないわけだから、その高さは最も大切であるこというまでもない。若し低ければ他の方法、労働者はもと生活の資源としての資産所得がないことが前提なのだから、年金生活を穴うめするため就労し、更に労働所得を受取る以外に道はない。のちの各論にも示されるだろうが、日本の先進国として法外に低い年金（厚生年金・共済年金・国民年金）のもとでの高齢者の就業率は、これまた法外に高いことは、よく知られたことである。もう一つつけ加えねばならぬのは日本の年金、とくに厚生年金と共済年金（国民年金は極度に低く、實際上これが公的保障による年金といえるか、と空しくなるばかりである）における大きな格差である。人間、それほどもうあとがない同じ年寄りとなって、いわば人間のカチというものを考えるに、常識あるものなら、そこにこんな大きな格差があつてよいと、考えることは無理である。しかしそれは日本の年金が、格差の大きな賃金所得にリンクする積立方式によっているからである。しかも民間の場合、残業所得の大きな賃金の中の基本給に、主としてリンクするのである。

年金はいずれにしても、老後生活の安定を目的とするものであり、したがって労働者の生涯にとって、とくに現役労働者にとって、その生涯の見通し、つまりいろいろの生活上の計画、たとえば子供の教育にいたるまで、その生涯の見通しを得るための一定のイメージがなければならぬものである。労働者生活は、ただ日々のそれだけでなく、長期的な生涯の生活という側面をもっているのだから、労働者にとってはそれが充分であることを考え、要求せざるを得ないことはあたりまえの話である。

ところで長期の積立方式による厚生年金とか共済年金の場合、その雇用が長期にわたって継

続されなければ、安定した年金は、もともと望めないだろう。国民年金は、基礎年金として、雇用の継続という条件はないが、その掛金の高さとその據出期間の長さから、それから脱落し、無年金者となる不安定雇用労働者（もともと規模4人以下の零細企業の場合、被用者でありながら国民年金によらざるを得ない。その他日雇労働者、臨時・パートもおなじである）は現在、私の推計では500万人はいると思う。厚生年金、共済年金の常用労働者の場合、人べらし合理化や倒産にともなう失業、派遣労働者化、自立営業者化などに反対し、雇用の安定、労働法に規定された雇用や地位の安定は、年金の前に絶対に必要なものであろう。ところが、80年代を通じて雇用の流動化と不安定化は、逆にむしろ増大せしめられている。われわれは老後生活を守るため、まず雇用の安定、雇用保障をたたかいとる必要がある。それをなし得るのは個人ではなく労働組合の力であろう。この問題こそ本特集の「高齢者生活保障の現代的課題」の最初にくるべき最重要課題だろう。

つぎに高齢者(期)生活保障の問題とは、生涯を通ずる長期の生活の安定と生活計画の確保の問題だとすれば、疾病、傷害の問題は、それを破壊する最大のものの一つであることは、異論がないところだろう。ところが今日の日本の医療制度、それに対応する医療保障のシステムは年々悪化し、健康と生活安定の破壊者の最大の原因となっていることは周知のところである。そのくわしい状況については、あとの各論の中でとりあげられるだろうからここでは述べないが、戦前、東京の東部、零細なおもちや工場のプレス作業が、どこの家でもトントンきこえる地域では、そこに働く職人的労働者達の間では、「ケガと弁当手前持ち」という言葉が通用する世界だった。ところが、戦後、とくに経済大国と

特集・高齢者生活保障の現代的課題

なったという日本の現実では、再び、「病気・ケガと弁当手前持ち」という状況となりつつある。もともとすでにのべたように、疾病はなりたくてなる人はいないのだし、注意していても社会的な環境の中で感染するものである。それを最近の老人保健法の改悪の過程で、高齢者は疾病によくおちいり、今日の医療制度のもとでの医療をうける「受益者」なのだから、多くを負担すべきであるということ、91年9月27日法案が通過させられ、自己負担ははね上り、2年後には、画期的な、物価に対するスライド制が認められることになった。しかし疾病は前述のようにもともと社会的なものであり、健康の回復、保持は社会を保持し、生産を維持するために最低必要な条件であり、これこそ公的なものとして国民全体に差別なく医療を保障すべきである。原則としてそれは、イギリス、その他でおこなっているように公費医療として、無料とすべきものであろう。そうしてはじめて労働者生活、とくにその高齢期生活は安定し、その見通しの上に、労働者生活の長期的見通しがはじめてなり立つのである。そうでなくてどうして「人間らしい生活」といえようか。

さて、労働者生活、とくに高齢者(期)生活保障のための要因としてその他で大きなのは、住宅であろう。住宅が高齢者(期)生活にとって、決定的に重要なのは、そこが社会生活の拠点であると共に、その費用(家賃、持家の時はその修理費)が、労働者の年金で実際上まかなえるものとして考えられない、という点で重大である。イギリスなどでは、だから、持家を持たない高齢年金生活者のほとんどは、国からレントリベート(家賃補助)をうけている。持家のものはレート(地方税)リベートをうける、住宅サービス保障である。なぜそうなるのか。この小文では追及できないが、資本主義経済の法則と

して、人口集中、地価の高騰、住宅投資が長期投資になるための利子の高さなどにより、更にその住宅供給に対する需要側の支払能力たる賃金がおいつかないためである。そのためそのしわ寄せが最も弱いところに集中し、それが労働者の年金生活者に集中するためである。労働者が持家を高い利子つきローンで借りていたとしても、その年々の修理補修費は、まことに馬鹿にできない額になるではないか。地方税を含めて、それはたとえ持家に住んでいても、家賃を支払っているとおなじである。したがって、公営の低家賃住宅を、どこの国でも多くもっている。とくにイギリスなどでは、3割の住宅が公営住宅であり、かつて低賃金労働者の集中していたロンドン東部イーストエンドなどでは、いま、6、7割が公営住宅に建替っている、と私はきいている。

その他に高齢者(期)生活保障の枠組みに置く必要のある政策・施設は、数多くあるだろう。要するにその枠組みは、狭く考えず、広くとらえることであろう。たとえば、交通・通信、テレビ、ラジオをふくむレクリエーション、日々の生活の中の更に高齢者生活にとくに必要な暖房、電気・水道などとそれに要する費用等である。これらの減免をふくむ公的保障は、日本以外の福祉国家なら、どこでも進んでいる。この他いわゆる介護問題などの社会福祉サービスなどもその枠組みに入るが、余白がないのでここでは省略しよう。

さて、最後にいっておきたいのは、これらの保障制度は、生活がトータルなものであるということから、機能的に同じ働きをし、補完するということがあることである。これを英国の有名な社会保障研究者ティトマスは、制度間の機能的等価物という概念で説明している。たとえば、公営低家賃住宅の供給は、低家賃になった

分だけ、その人に、年金をプラスしたとおなじ効果をもつ、といったことである。だからといって公的制度としてのそれぞれの独自性、それぞれの分野でのたたかひの重要性はかわらないが、そのような概念と機能の存在は、社会保障、生活保障制度における「統一闘争」「共同闘争」の一つの大きな基盤となるものである。要するにわれわれは一つ一つの制度に目を局限されることなく、いつも大局を見ていなければならぬということである。いまの社会保障、生活保障の運動は、それぞれの分野での担当窓口の行政との間だけの、専門的な、何かタコツボ的な、たたかひのような気が、私にはする。

Ⅲ. たたかひながら考えよう —むすびにかえて—

1. 生活を考えること、とくに高齢者(期)生活を考えることの意味

いま、労働者は、しばしば指摘されるように、いわゆる過密・長時間労働の中で、雨の日も寒い風の日も遠距離通勤し、カロージがいわれるほどくる日もくる日も働いている。このような過重労働の状況は、何もカロージがいわれる最近の情勢の中で生じているのではない。労働者は前からそうだったのであり、労災認定を得ていない、かくされた疲れすぎによる死亡といったことは、ずっと前からあったことだろう。ではなぜ労働者は、そこまで働くよう追いこまれていくのか。

それは単に企業の労務管理政策や、いわゆる日本的労使関係などというものの存在のみに、帰することはできないだろう。やはり、ここでいう生活の問題が基本にあると考えざるを得ない。明日の米がない、したがって働く、といったことではたしかにない。しかしすでに前章でもふれてきたように、今日の労働者には生活の

安定の最低限の保障と生活の長期の見通しがない。そして高齢者(期)保障が、かけらほどもないのだ。あるように思えても、年金額など、その時にならないと、自分の年金が(今後のありうべき改悪もふくめて)日本の労働者は誰一人として分らないだろう。こういった国が先進国の中で、いったいどこにあるだろうか。

生活を安定させ、長期の見通しが一定程度つくとか、あるいは将来の展望がある程度あるとは、いったいどういうことであろうか。それはいうなれば、決して景気のよいことをいっているのではない。そういう言葉ではなく、まず何よりも、労働と生活にわたる今日のはげしい攻撃の中、これ以上悪くなることはないところを求め、そこに到達するというたたかひ、それを経なければならないということである。たとえば私の手もとにある、全労連加盟のJMIU(全日本金属情報機器労働組合)ののだした『91秋闘労働条件の最低到達基準と当面の目標について』(『91年秋闘方針別紙』)には闘いの目標として、「労働時間・休日・休暇」とあり「最低到達基準」「当面の目標」として、それぞれ具体的に数字を出して、きめている。その他「定年制」「退職金」「労災補償」「社会保険料負担割合変更」「育児休暇・介護休暇」「青年に対する結婚一時金」「結婚休暇」「出産休暇」「労働者・労働組合の権利」(「労働組合の自由と保障について」および「職場状況点検表」の点検結果にもとづいて、事前協議・同意協定などの要求を出すこと)などについても、最低限これだけは、という基準といったものをきめている。

私はこのような、これらの決定という闘争方法自体に、大きな敬意を表するものである。私はこれらの最低基準について、さらに生活、たとえば年金額、できうれば最低限の必要家計費、その場合の住宅条件や家賃、医療費の最高限、

特集・高齢者生活保障の現代的課題

交通・通信費、さらにレクリエーションなどにいたる最低基準があればなおよいと思う。ただそれは一つの単産のなしうることの範囲を超えているとは思ふ。

いいうことはこのようなたたかいは、第1の段階であり、1つの抵抗線をきずつく闘い、といつてよいであろう。これ以上労働・生活条件が悪化することに抵抗するという意味で、決してとびはねたことをいっているのではない。その抵抗線の構築の上に、更に高い目標としての労働者生活の一層の安定と長期的な見通しを追及していくということである。その長期的見通しの獲得は、おのずから労働者の目を、つらい日々の労働と家庭生活から、内へではなく、外へ向けさせるであろう。子供をかかえ、その成長への日々の注意とケア、朝早い自分の出勤と夜おそい帰宅、近所へのつきあい、住宅ローンの支払いや、まさかの時のための貯蓄など、労働者は剣の刃わたりのような生活を、日々おくらしているのが一般である。そのような中で、どうして目を外へ向けるひまがあらうか。目は内へ内へと向い、会社のコースにのり、またのりおくれまいとするのがせいぜいである。それが解決策のごとく見えてくる。その目を外へ向けさせること、それぞれこれまで述べてきたように、われわれが生活を見ることを重んずること、その見とおしと安定を追及することの意味に外ならない。したがってわれわれは外への目、更にすすめば労働者の組織化への目が、たとえば心ない人のつぶやきとしての「今の若い人は」といった言葉にふくまれているその失望感を決して肯定しないだろう。それにはその条件をつくるのが先行しなければならない、ということをお願いするのである。それは意識の問題よりも、もっと物的な条件の問題である。

2. 高齢者(期)生活保障のたたかいの方向

すでにのべたように、今日の高齢者(期)生活保障の制度のたたかいの状況は、それを社会保障やそのいわゆる社会保障周辺制度(住宅、教育等々)に即していうならば、これらの生活保障制度がおかれた、とくに1980年以來のその不当な削減、それを防衛する守勢のたたかいを余儀なくされていることによって、それぞれの分野別に、関係団体によって個別的に、あるいは若干の「共同」組織を組んで、いわば専門集団と関係行政または議会との間でたたかわれている現状を、もちろん批判しようと私は思っていないし、むしろそれは無理からぬことであると思っている。制度闘争は、今日その制度が改廃常ならずたえず変化し、さらに微に入り細に入りである現状では、それは至し方ないことであらう。

けれども、そうだからといって、闘いが各分野でそれぞれたたかわれ、それぞれの分野で、悪くいえば自己満足的にその闘いを評価しているだけでは、結局今日の強い支配者側の力によって各個撃破的に、全体的に敗退の道をたどる可能性が強いといわねばならない。それはすでに80年代を通ずる経験が、それを示しているといつてもいい。われわれは、個々の分野の闘いも重要であるが、それらを横につなげ、そこから共通要因をとり出し、より高い次元に立った、そして組織的には階級的センター的な中央組織に集中された、持続的なたたかいの中心軸が、いまいちはん必要であると思っている。これを労働者生活、とくに高齢者(期)生活保障のたたかいに即していうなら、今日それはどのように集約されるか、ということである。それをわれわれはさしあたり次の2つに考えている。

ひとつは80年代から支配者側でよくもち出されてきている、いわゆる「国民負担率」という概念の中味をなす租税負担(もちろん消費税もふくめて)、および社会保障の負担料の問題であ

る。これが、80年代を通じて、社会保障給付の方が軒並大幅に削減される中で、軒並に、逆にとる方として、大幅に増大されたのである。それはウナギ上りといってよいのであって、家計調査（総務庁）からのわれわれの分析でいうと、これを「世帯主の勤め先企業規模別」でいうと、1975（昭和50）年を100として、1989年（平成元年）には、規模1—4人の零細企業労働者の場合、384.9、30—99人の場合、392.8、1000人以上の場合、388.3、官公（公務員）の場合、311.4、となっている。この間家計における実収入ののびは零細企業（1—4人）で204.7、中小企業（30—99人とすると）で220.3、大企業（1000人以上）で219.9、官公で194.0であった。実収入ののびと税負担、社会保険負担料ののびのギャップは大きなものであることが、官庁統計にも、明確にあぶり出されている。もちろんここには消費税負担は入っていない。それは家計調査上は、各消費財貨の価格に入っていて、官庁統計では、別掲されないからである。また、社会保険の自己負担料、社会福祉サービスの自己負担料などももちろん含まれていない。

こういう中で、支配者側（政府、経団連、そのブレーン）は、日本では先出「国民負担率」が38.5%で西欧の50%程度よりまだ低い、これを今後もっと引上げ、50%くらい（45%ともいっている）まで引上げるといっている。この「国民負担率」とは、国民所得がその分母となり、その中には企業所得（利潤）、賃金、その他が含まれている。日本の特に高い搾取率（利潤率）の下での大きな企業の利潤部分が入っている国民所得で、出した前記38.5%が、企業にとってならいざ知らず、労働者の貧しい日々の家計における所得にとって、どうして西欧先進国に比べて低いなどと、どうしてただちにいえるだろうか。小論では詳述し得ないが、年金保険へ

の掛金率が今後めちゃくちゃな上昇をするはずであることがすでにきめられている。2020年までに、厚生年金でいうと掛金率を賃金の26%にまでもっていくという。それはもちろん企業と折半であるが、苦しい家計の中から、これからの若い労働者の家計は、それにたえうるとかやっていると程、人のいい労働者は多い。これは一つの例だが、現に高齢になった労働者の「老人保健法」の91年9月27日の大幅な自己負担上昇と、スライド制導入の議会での可決は、耳新しいところである。

こうしてわれわれの生活保障、社会保障へのたたかひの当面の目標の大きな結節点は、租税もふくめてその保険料、自己負担、その他の負担を、これ以上あげるなということ、もっと下げよということである。身障とくに精神障害の障害年金認定をうけるための診断書が、1枚（病歴が長いのでふつう2、3枚にはなる）1万円であるということ、ふつうの人は知っているであろうか。ともあれ、このような目標をめざし、社会的コンセンサスをつくりあげていくセンター的機関の力量が求められている。

もう一つの目標は、上記と裏腹になることであるが、公的な負担部分をすこしでも増大せよということである。この点こそ80年代臨調行革以来、政府側が無理を重ねつつ、強力に実施してきたことである。それに対して正面からそれをゆりもどそうということであり、容易でないことはわかるが、いまやそうする他ない程、矛盾が積み重なってきていると思う。いわゆる湾岸戦争で110億ドルもただちに出しうる事実があるのに、公費負担をすべての生活保障制度にわたり削減するばかりなのは解せない、ということである。年金の厚生年金の二階建部分の国庫負担はゼロになったし、国民健保の公費負担縮小の問題、それからでてくる諸矛盾について

特集・高齢者生活保障の現代的課題

は広く知られているが、ともあれ国民医療費年額19兆円における国庫負担は、その24%にすぎないとは、あまりに低いではないか。逆に、年金の国庫負担削減と逆に拠出料の上昇のはざまの中で、いわゆる「民間活性化」の結果か、私的生命保険加入率の飛躍的拡大につながっている。独占資本はますます利益を上げ、そのかげで公的年金の無年金者が増大している。その数はお

そらく500万人を下らないだろう。このような矛盾は将来、国民生活に巨大なマイナスを引きおこしていくことだろう。われわれは生活の公的保障制度における公的負担をこれ以上減じないこと、そしてそれを逆に増大させること、これが先出の言葉でいえば、闘いの結節点の第二であろう。

(理事・中央大学名誉教授)

90年代労働運動の創造的発展のために、運輸一般のすぐれた実践を理論的に解明し、展望を切りひらく――

季刊理論誌

年4回発行／年間購読料2,000円(送料別)／タイトル公募中

●創刊号企画(91年12月20日発行予定)

今後の日本経済と労働運動の可能性	石沢賢二
挑戦と意識改革で3万人運輸一般を	津田和彌
運輸一般トラック政策と産別大運動	国分 武
中小企業方針の到達点と新たな展開	山田喜巳

〈特集〉運輸一般92春闘

92春闘をいかにたたかうか／春闘アンケート分析／重機の過労死認定闘争／運輸一般と秋田県労連／基本給を重視するのはなぜか／大阪青年部の再建／「連合」とのちがいが鮮明に多数派へ／中小企業労働運動と運輸一般／ゴミ問題と清掃部会の運動／他

全日本運輸一般労働組合 東京都北区滝野川3-3-1 ☎03-3910-1536